

森林施業プランナー認定制度の創設について (報告書)

平成24年2月29日

森林施業プランナー認定検討委員会

I 総論

1 森林施業プランナーの定義

持続的な森林経営を推進するため、森林所有者に対して、路網計画、間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等による事業収支等を示した施業提案書を作成・提示して施業を受託し、現場技術者への指示・発注・管理を行うまでの森林施業の集約化を実践するとともに、森林経営計画の作成の中核を担う者を「森林施業プランナー」としてきたところである。

今般、全国統一の認定の制度を設けることにより、当該仕組みにより認定された者を「認定森林施業プランナー」とする。

2 森林施業プランナー認定制度の目的

森林施業プランナーの研修修了者等は、技能、知識、実践力のレベルが様々であること、また、今後は提案型施業の推進のみならず、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、こうした能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるよう、平成24年度に森林施業プランナーの認定の仕組みを設ける。

あわせて、この制度を設けることにより、新たに森林施業プランナー業務を実施しようとする者の育成の目標としても機能させると同時に、森林所有者の信頼を得て、森林施業プランナーの社会的地位の向上を図る。

<森林・林業再生プランの各委員会の提言における認定の目的>

- ・ 集約化の質の向上を図るため
 - ・ 研修修了者の技能、実践力等のレベルが様々であることから能力向上を図るため
 - ・ 森林施業プランナーの能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるようにするため
- ※ 詳細は、別紙参照。

3 我が国における資格制度の現状

わが国の資格制度は一般的に以下の課題に陥りがちであり、森林施業プランナー認定においては十分留意して設計されなければならない。

- ・ 教育を修了した、あるいは資格を取得したといっても実際の仕事を適切に実施する能力をどの程度有しているのかが不明
- ・ さまざまな資格があるにもかかわらず、どの資格がどのような性格を有しているのか、どのような場面で活用するのが社会で合意されていない

森林施業プランナーにおいても、業務内容やスキルを明確化するとともに、フォレストラー・フォレストマネージャー等との役割分担及び技術士や林業技士等との関係性・相違点の整理を行う必要がある。

4 諸外国の例

森林施業プランナーに相当する資格や役職は、欧米諸国(アメリカ・ドイツ等)にも存在する。森林施業プランナーの業務内容を踏まえると、欧米諸国のフォレスト

- 一（上級のなものを除く。）が森林施業プランナーに近い役職であると考えられる。
- 民間主導型のアメリカ等では、資格の位置づけや利用の場を明確に定めるのではなく、資格所有者の適用能力を幅広く設定することで、資格所有者の業務実施における汎用性を確保している。州の裁量が大きく、州により資格や役職の要件が異なる中でも、教育プログラムや資格の認定組織からの認定を受けることにより、一定の水準に達していることを証明している。
- 公共主導型の大陸ヨーロッパでは、資格や役職に求められる能力を明確に規定し、これに基づき学校教育の段階から職業訓練を実施している。

5 認定制度構築に当たっての留意点

以上を踏まえて、下記の点に十分に留意して認定制度を設計するものとする。

- (1) 森林経営計画の作成、森林施業等を依頼する森林所有者にとって制度の意義が理解され、その利用が促進されるものであること
- (2) 森林施業プランナーの業務の実施に意欲があり、認定を受けようとする者にとって魅力があり、受けやすいものであること
- (3) 森林施業プランナーの社会的地位や組織内での待遇向上に資するものであること
- (4) 社会的に認知及び理解が得られるものであること（「資格を持っている者」が「仕事ができる者」であると社会的合意が得られるものであること）
- (5) 地域の行政関係者に理解・協力が得られるようにすること
- (6) 森林・林業再生プランで打ち出している人材育成の方向性に沿っているものであり、同プランの推進に資するものであること
- (7) 将来の状況変化に応じ、今後の制度の展開が可能なものであること

II 制度の内容

1 認定制度の運用主体

森林施業プランナーを認定するとともに、認定した者の能力の向上を図るための支援及び認定制度の普及を行う民間団体（以下「認定団体」という。）を新たに設立して、認定試験の実施をはじめとする認定制度の運営を行う。

既存の林業関係団体では公平性の確保に懸念があることに留意する必要がある。

2 認定試験の実施機関

森林施業プランナーが持つ知識、技能、実践力等のレベルを一定の基準で評価するため、認定団体が認定試験を実施する。

認定団体に森林施業プランナー認定試験委員会（仮称）を設置し、試験を実施する。当該委員会の運営は中立性が強く求められるものであることに留意する。

認定団体は、「森林施業プランナー認定実施要領（仮称）」を作成し、平成24年6月末を目途に試験場所、試験実施日等の募集要項を作成のうえ、7月には募集を開始することを目指す。

「森林施業プランナー認定実施要領（仮称）」の記載事項

- 試験応募人数
 - 試験実施時期（応募時期）
 - 受験料
 - 登録料
 - 登録更新の仕組
 - 登録者の管理方法
- 等

将来的に受験者の利便と負担軽減を図るため、各地域の林業大学校等について実態調査を行った上で試験実施機関として委託すること等を検討する。

3 認定試験の実施方法

認定試験は、筆記試験（一次試験）及び口述又は面接試験（二次試験）を実施することとして、それぞれの具体的な実施方法（試験内容、試験場所、回数、審査委員等）を検討する。

(1) 筆記試験（一次試験）

- ・ 森林施業プランナーの業務範囲の中から試験問題を作成する。
- ・ 実践体制評価認定事業体のプランナー、基本技能認定者、基礎的研修修了者、都道府県単独事業による研修修了者等についての特例措置を検討する。
- ・ 一次試験合格者には、「一次試験合格証」を発行する。合格時点で集約化実績が無くとも、一次試験合格後実績を積みば二次試験から受験できることとし、その有効期限、合格者の名称等について検討する。

(2) 口述試験（二次試験）

- ・ 提案型集約化施業の実績を中心に口述又は面接試験を行う。
- ・ 二次試験合格者には「二次試験合格証」を発行する。二次試験合格者は「認定森林施業プランナー申請書」を提出し、所定の費用を納付することで、「認定森林施業プランナー」となる。

4 認定試験の対象者

筆記試験（一次試験）については、特に受験要件を定めず、どのような者でも受験可能とする。

口述試験（二次試験）については、一次試験合格者でかつ、提案型集約化施業の取組実績を有する者のみ受験可能とする。

5 認定試験の受験料

認定団体は、認定試験を実施する経費等に充てるため、認定試験の受験者から受験料を徴収する。具体的な金額、徴収方法等について検討する。

6 その他

- ・ 認定制度を啓発するポスター・パンフレット等を制作し、認定団体構成員、都道府県、都道府県森林組合連合会等に配布して普及を依頼する。また、林野庁に

対して、「提案型集約化施業かわら版」への掲載等を依頼する。

- ・ 募集要項の配布に合わせて、キックオフミーティングを開催し、認定制度の普及を図る。その際、マスメディア等も活用する。
- ・ 認定制度に係るホームページを開設し、希望する者には、住所、メールアドレス等の連絡先を任意で登録してもらい、登録された連絡先に募集要項等を案内する。
- ・ 認定団体による認定者（試験合格者）の登録及び登録取消、登録者の公表、登録の更新システム及び提案型集約化施業の実績報告等について検討する。
- ・ 試験を受け、登録料や会費を支払っても認定森林施業プランナーになりたいと思うような魅力ある資格にする方策を検討する。その際、事業体の組織内において、認定森林施業プランナーの専任化や手当設置等の待遇向上・改善につながる対応策を検討するよう、認定団体から事業体等に促す。

＜事業体が森林施業プランナー認定に期待する主なメリット＞

- ・ 森林所有者や行政に対して信頼性の証となること
 - ・ 組織内部での認定森林施業プランナーの位置付けの明確化
 - ・ 他の事業体の認定森林施業プランナーとの繋がり
- ・ 認定制度の運用促進を図るため、身分を証明する認定登録カード、共通バッジ等の交付や「認定森林施業プランナー」の称号付与などを検討する。
 - ・ 認定森林施業プランナーに対する継続的なフォローアップやレベルアップが図られる仕組みを検討する。
 - ・ 将来的に都道府県による「林業事業体の登録・評価の仕組み」への関連付けについて検討する。
 - ・ 森林施業プランナー認定を公的資格や必置資格にすることについては、国民の権利の制限につながることもあり、社会的な認知・理解の状況も踏まえつつ、中長期的課題として検討することが必要である。

森林施業プランナー認定制度の運用の開始に向けて検討すべき事項（再掲）

- 1 来年度認定の募集要項配布（6月中メド）までに、森林施業プランナー認定検討委員会（平成24年度）において検討・整理が必要な事項
 - 認定試験は、筆記試験（一次試験）及び口述又は面接試験（二次試験）を実施することとして、それぞれの具体的な実施方法（試験内容、試験場所、回数、審査委員等）を検討する。
 - 実践体制評価認定事業体のプランナー、基本技能認定者、基礎的研修修了者、都道府県単独事業による研修修了者等についての特例措置を検討する。
 - 一次試験合格者には、「一次試験合格証」を発行する。合格時点で集約化実績が無くとも、一次試験合格後実績を積みば二次試験から受験できることとし、その有効期限、合格者の名称等について検討する。
 - 認定団体は、認定試験を実施する経費等に充てるため、認定試験の受験者から受験料を徴収するが、その具体的な金額、徴収方法等について検討する。
 - 認定団体による認定者（試験合格者）の登録及び登録取消、登録者の公表、登録の更新システム及び提案型集約化施業の実績報告等について検討する。
 - 試験を受け、登録料や会費を支払っても認定森林施業プランナーになりたいと思うような魅力ある資格にする方策を検討する。
 - 認定制度の運用促進を図るため、身分を証明する認定カード、共通バッジ等の交付や「認定森林施業プランナー」の称号付与などを検討する。
 - 認定森林施業プランナーに対する継続的なフォローアップやレベルアップが図られる仕組みを検討する。
- 2 制度の運用が軌道に乗った段階で検討・整理が必要な事項
 - 将来的に都道府県による「林業事業体の登録・評価の仕組み」への関連付けについて検討する。
 - 将来的に受験者の利便と負担軽減を図るため、各地域の林業大学校等について実態調査を行った上で試験実施機関として委託すること等を検討する。
 - 森林施業プランナー認定を公的資格や必置資格にすることについては、国民の権利の制限につながることもあり、社会的な認知・理解の状況も踏まえつつ、中長期的課題として検討することが必要。